

事務連絡
令和6年7月1日

各 都道府県
指定都市 民生主管部（局）担当者様
中核市
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局家庭福祉課

特別育成費（大学等受験支援）の取扱いについて

児童福祉行政の推進について、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童入所施設措置費においては、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、今年度から、児童養護施設等に措置等されている児童が大学等を受験する際に必要となる費用を新たに特別育成費の支弁対象（上限15万8千円）としており、本年5月22日付けで「児童福祉法による児童入所施設措置費等負担金について」（令和5年5月10日付けこ支家第47号こども家庭庁長官通知）等の改正を行ったところです。

児童養護施設等に措置等されている児童が大学等を受験する際に必要となる費用については、昨年度から独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」といいます。）が寄附金を活用して20万円を給付する事業を行っておりますが、当該制度と特別育成費による支援（以下「特別育成費（大学等受験支援）」といいます。）については併用することが可能となっています。この点も含め、今般、特別育成費（大学等受験支援）の取扱いについて下記のとおり整理をしましたので周知いたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」とします。）におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管内の市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、特別育成費（大学等受験支援）の内容等に関するリーフレットを別添のとおり作成しましたので、適宜ご活用いただき、両制度について管内の児童養護施設等において広く知れ渡り、円滑に制度を活用していただきますよう、関係団体や施設等に対し積極的に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 対象施設

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親、小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」といいます。）、児童自立生活援助事業所、一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）

2. 対象児童等

- (1) 対象施設に措置等されている児童のうち、高等学校等に在籍している児童等になります。
- (2) 「高等学校等に在籍している児童」には、高等学校のほか、専修学校（高等課程に限る。）等の大学受験資格を得られる施設に在籍している児童及び高等学校卒業程度認定試験に合格した児童等を含みます。

3. 対象経費

- (1) 受験料、交通費、宿泊費、願書の取寄せ及び出願に要する費用等の大学等を受験するに当たって必要となる経費が対象となります。
- (2) 「大学等」には、大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、その他法令に定めがあるこれらに準じる教育施設を含みます。

4. 支弁に当たっての留意事項

- (1) 受験を行う大学の数や受験会場までの距離により、受験に要する費用が高額になることや一定の期間に渡り継続して費用が発生することも考えられます。
予め概算で支払った上で、事後的に実際の費用を確認するなど、実情に応じた配慮を行うようお願いいたします。
- (2) 特別育成費（大学等受験支援）においては、大学等の受験に当たって必要となる経費について実費に基づく金額を支弁することとしていることから、支弁額を確定させる際には、領収書など、実際に支出した額や用途を客観的に確認できる書類等を確認することが必要です。

5. 機構の「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」との関係について

- (1) 特別育成費（大学等受験支援）と機構が実施する「児童養護施設等の生徒への受験料等支援」（以下「機構の支援」といいます。）のいずれの要件も満たす児童等については、同一年度に両方の制度を活用することが可能です。
- (2) 両方の制度を同一年度に活用する場合は、特別育成費（大学等受験支援）において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになります。
- (3) 両方の制度を活用するか、あるいは一方の制度のみ活用する場合にいずれの制度を活用するかについては、出願先の判断等も含め、各対象施設が大学等を受験する児童等と十分に話し合った上で判断することになります。

このため、地方自治体が一律に制度の優先関係を設定することや、対象施設に対して一方のみの活用を求めるといった対応を行うことは差し控えていただきますよう、お願いいたします。

(参考) 特別育成費 (大学等受験支援) と機構の支援の比較

	特別育成費 (大学等受験支援)	機構の支援
対象児童	高等学校等に在籍している児童	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度の3月末に高等学校等を卒業予定である者 ・高等学校等を卒業後2年以内の者
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ①児童養護施設 ②児童自立支援施設 ③児童心理治療施設 ④児童自立生活援助事業所 ⑤里親 ⑥ファミリーホーム ⑦母子生活支援施設 ⑧一時保護施設 (一時保護の委託を受けた施設を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ①児童養護施設 ②児童自立支援施設 ③児童心理治療施設 ④児童自立生活援助事業所 ⑤里親 ⑥ファミリーホーム
支給額	実費 (15万8千円が上限)	20万円 (渡し切り)
対象経費	受験料、交通費、宿泊費等の受験に要する諸費用	受験料、交通費、宿泊費等の受験に要する諸費用 ※残余が生じた場合は、修学に係る費用に充てることも可能
申請方法	対象施設が地方自治体に申請	対象施設が機構に対して申請
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・対象者一覧 ・大学等を受験するに当たって必要となった経費の実額が分かる資料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・対象者一覧 ・受験票の写し (最低1校分) 等

(本件担当)

こども家庭庁支援局家庭福祉課措置費係

Tel : 03-6859-0137

Mail : kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp